

報道関係者各位

令和8年2月5日  
福祉保健部 感染症対策センター  
感染症対策監 宮澤 健一  
電話 055-223-1321

## 山梨県のインフルエンザの発生状況について (峡南、富士・東部保健所管内 注意報レベル入り)

令和8年第5週(1月26日～2月1日)の感染症発生動向調査結果は次のとおりです。

### インフルエンザの定点あたり報告数<sup>※1</sup>

峡南保健所管内: 11.33 富士・東部保健所管内: 23.43

注意報レベル基準値の10.00以上となったことから、峡南保健所管内及び富士・東部保健所管内はインフルエンザの注意報レベル<sup>※2</sup>に入ったと考えられます。

今後、流行が拡大する可能性があることから、裏面の予防対策を改めて県民に周知したいので、報道機関の皆様方にも御協力をお願いいたします。

※1 【峡南保健所管内】 3 定点医療機関の合計報告数 34 人  $34 \text{ 人} \div 3 \text{ 医療機関} = 11.33$

【富士・東部保健所管内】 7 定点医療機関の合計報告数 164 人  $164 \text{ 人} \div 7 \text{ 医療機関} = 23.43$

※2 県内全体で1 定点医療機関あたりの報告数が 1.00 を超える 流行入りの目安

保健所管内で1 定点医療機関あたりの報告数が 10.00 以上 注意報レベル

保健所管内で1 定点医療機関あたりの報告数が 30.00 以上 警報レベル

### 【保健所別直近の定点あたりの報告数】

| 週               | 山梨県   | 中北    | 峡東    | 峡南    | 富士・東部 | 参考) 甲府市 |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|---------|
| 5 週 (1/26～2/1)  | 46.97 | 69.42 | 58.50 | 11.33 | 23.43 | 37.43   |
| 4 週 (1/19～1/25) | 22.23 | 28.33 | 32.33 | 7.33  | 8.86  | 22.86   |
| 3 週 (1/12～1/18) | 8.34  | 13.17 | 10.50 | 1.33  | 3.29  | 6.29    |
| 2 週 (1/5～1/11)  | 10.03 | 13.83 | 10.33 | 5.00  | 7.57  | 7.86    |
| 1 週 (12/29～1/4) | 5.03  | 7.08  | 3.50  | 6.00  | 2.71  | 4.71    |

### 【令和7年 保健所別直近の注意報・警報レベル入り】

|              | 注意報                | 警報                 |
|--------------|--------------------|--------------------|
| 中北保健所管内      | 第46週 (11/10～11/16) | 第47週 (11/17～11/23) |
| 峡東保健所管内      | 第44週 (10/27～11/2)  | 第47週 (11/17～11/23) |
| 峡南保健所管内      | 第52週 (12/22～12/28) |                    |
| 富士・東部保健所管内   | 第46週 (11/10～11/16) | 第47週 (11/17～11/23) |
| 参考) 甲府市保健所管内 | 第46週 (11/10～11/16) | 第49週 (12/1～12/7)   |

## インフルエンザの予防対策

### ●インフルエンザを予防するために

- ✓ 帰宅した際は、**石けんによる手洗い**等を行いましょう。
- ✓ 流行時には人混みを避け、混雑した場所に行くときや近い距離で会話するときなどには**マスクを着用**しましょう。
- ✓ **十分な睡眠・休養**をとり、体調を良好に保つよう心がけましょう。
- ✓ 室内では**こまめに換気**をしましょう。

### ●キーワードは「咳エチケット」

- ✓ **咳・くしゃみの症状がある場合は、必ずマスクを着用**しましょう。
- ✓ マスクがない場合はハンカチなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけるようにしましょう。
- ✓ マスクは説明書を読んで正しく着用しましょう。

### ●高熱が出る、呼吸が苦しいなど体調が悪い場合は

- ✓ **早めの医療機関の受診**をご検討ください。
- ✓ **医療機関を受診する際はマスクを着用**しましょう。
- ✓ **外出を控え、十分な休養**を取りましょう。

※学校保健安全法では、発症してから5日間、かつ、熱が下がった後2日間（幼児は3日）は自宅で休息を取るようになっております。

なお、学校保健安全法における出席停止期間が経過した後に、改めて検査を受ける必要はなく、当該児童生徒等が学校に復帰する場合には、治癒証明書や陰性証明書の提出は原則として不要とされています。

インフルエンザの特徴や予防などについては、**こちらをご覧ください。**

【やまなし感染症ポータルサイト】

<https://www.pref.yamanashi.jp/kansensho/influenza.html>